

08 文部科学省(構造改革特区第23次・地域再生第10次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1001010	学校教育法における、設置基準及び認可制度の撤廃	学校設置については、各設置基準に従い、認可を受けた場合のみ可能となっているが、幅広い内容の教育を行う為にも、設置母体の別にかかわらず、設置基準や認可制度そのものを廃止すべき。	世界においてNGOの大学や学会、組織認定の大学が多く存在する。インターネット等の普及により、様々な形態が出てきており、内容による選択が可能になっている。翻って、日本においては日本だけの基準の下に既存の大学が幅を利かせており、自由な競争環境にはなっていない。少子化対策がないまま既存の大学の維持のために多額の公金が使われる事になる。守るべきは既存大学ではなく、既存大学の依存性を減らし、世界との競争という意識に変えて、競争環境を作るべきであり、大学存廃に対して寛容であるべきである。設置母体に関係なく参入規制緩和が必要である。		特定非営利活動法人 国際キャリア支援協会、特定非営利活動法人ngoICSA	奈良県	文部科学省
1001011	学校教育法の段階的緩和	一律の学校設置基準を設けるのではなく、設置母体に応じて、認可に係る基準（設置基準など）を分けるべきではないか。具体的には、設置母体に応じ、「認可」「認証」「認定」と認可要件を下げるべき。	大学及び大学院設置を認可、認証、認定等の区分にて設置母体規模の大小を区別して規制を緩和するべきである。教育は営利目的でないはずである。また、補助金目的で設立している株式会社や国立及び公立学校法人、学校法人がある。学校自治と言われるが、欧米のような国ができるより前に設立している大学のように独立運営をめざすべきである。また、既存大学の教員は現場を知らない方が多い。教員の質を確保するためコストパフォーマンスの高いボランティア教員(兼業主体)が取り組む小規模母体から日本国の国益を考える自由度の高い団体に認めるべきである。		特定非営利活動法人 国際キャリア支援協会、特定非営利活動法人ngoICSA	奈良県	文部科学省

08 文部科学省(構造改革特区第23次・地域再生第10次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1001020	学校教育法等におけるNPO法人立大学等の規制撤廃	既に教育活動の実績のある、国連NGO加盟NPO法人による、通信制の大学及び大学院の設置を認める。	営利目的の株式会社や学校法人(公益法人改革中など)及び地方自治体などコスト削減が最優先課題である中、教育は非営利性及び国際性を持ち、幅広い人材育成により国際連携を果たしている国連加盟NPO法人にてインターネットを利用する事において可能である。また、国連が国際的に提唱している持続可能な開発分野の社会科学系は日本の大学では弱い部分である。逆に日本の強みの日本文化や伝統及び技術などの日本学は地に足の着いたNPO法人の得意分野である。国際会議等にて論文発表しております我々国際キャリア支援協会及びngoICSAはすでに国際的教育について実績がある。なお、この提案については、平成17年、18年に計3回申請している。		特定非営利活動法人 国際キャリア支援協会、特定非営利活動法人ngoICSA	奈良県	文部科学省
1006010	各種学校における就学義務年齢の生徒への国際バカロレア教育の実施	就学義務年齢における英語で教育を必要とする外国人及び日本人子弟に対して、国際バカロレア教育を各種学校で実施できるよう、学校教育法で定める学校に各種学校を追加	<p>具体的事業の実施内容: 学校教育法第17条で定める学校に各種学校を追加することで、義務教育の弾力化が図られ、就学義務年齢における生徒への国際バカロレア教育を各種学校で実施できるようにする。</p> <p>提案理由: グローバル化や情報化等が進展する現代において、国際社会で活躍できる人材育成が求められている。就学義務年齢における生徒への国際バカロレア教育が各種学校でおこなえるようになることによって、文部科学省も推進する「国際バカロレア教育」を広めやすくなり、沖縄県は就学児童年齢から国際教育を推進する県となり、「21世紀ビジョン」という沖縄県の基本構想で掲げる海外ネットワークを構築でき、将来に大きく貢献する。</p>		株式会社オキナワインターナショナルスクール	沖縄県	文部科学省

08 文部科学省(構造改革特区第23次・地域再生第10次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1018010	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>1)実施内容 四国には獣医師養成系大学が一つも無い。獣医学実践教育の空白地域をなくすため、今治新都市に国際水準の大学獣医学部を設置する。特に、産業動物・行政分野の獣医師を養成する産業動物・公衆衛生コースと、ライフサイエンス分野等を担う人材を養成する研究者コースを設ける。 この大学獣医学部は、地域の獣医師の生涯教育に資するとともに、地域の知の拠点(COC)としての役割も果たす。また、畜水産・食品・製薬企業等との産学連携による新産業の創出も視野に入れ、大学を核とした今治市の地域活性化を図る。</p> <p>2)理由 これまでの特区提案に対する回答で言及された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の議論では、その報告書案において、「入学定員の増加を考える必要がある」との意見も示され、「さらに広く意見を得ていく必要がある」として、引き続き議論するとされている。 産業動物及び公務員獣医師の不足が顕著となっている中、昨今、人獣共通感染症の問題が顕在化し、また、国際獣疫事務局(OIE)は、国際的対応が可能な獣医師の教育制度確立を求めており、これらに対応できる大学獣医学部を設置する必要がある。 また、本県が海面養殖業生産額全国1位という地域特性を生かして、海面養殖業の発展に寄与する魚病を専門とする獣医師の養成を目指すほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等も期待できる。 このため、全国的見地に立ちながらも、獣医学部のない地域に限っては、社会的ニーズに合わせて臨床実習や公衆衛生部門等へ対応できる国際通用性の高い大学獣医学部の新設を特区で行うよう、改めて提案する。</p>		愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省